

○ 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）

	現行	改正後
（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）	（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）	（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）
第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。	第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。	第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。
一～三 （略）	一～三 （略）	一～三 （略）
四 契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので当該証券又は証書が新たに発行される際にその取得の申込みの勧誘につき金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は同法に相当する外国の法令の適用があるものその他契約の締結の態様がこれに類する契約として主務省令で定めるもの	四 契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので当該証券又は証書が新たに発行される際にその取得の申込みの勧誘につき証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は同法に相当する外国の法令の適用があるものその他契約の締結の態様がこれに類する契約として主務省令で定めるもの	四 契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので当該証券又は証書が新たに発行される際にその取得の申込みの勧誘につき証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は同法に相
五 （略）	五 （略）	五 （略）
（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）	（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）	（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）
第八条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。	第八条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。	第八条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。
一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条の四十七第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの	一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条の十八第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの	一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十二条の十八第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの

二・三 (略)

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二十三第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）であるもの

五 (略)

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社（同法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）であるもの

七・九 (略)

二・三 (略)

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の十七第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）であるもの

五 (略)

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社（同法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）であるもの

七・九 (略)